



## ～新成人の門出、みんなで喜びを分かち合う～

### — 平成23年成人式を開催 —

今年、町内では新たに男性291名、女性260名の計551名が成人を迎え、平成23年西原町成人式が1月9日、町民体育館で開かれました。会場には家族や恩師など多くの方が訪れ、新成人の門出を祝福しました。舞楽流太鼓により華々しく幕開けした今年の成人式。式辞で上間町長は「西原町の未来を創造し、まちづくりの担い手となるのはみなさんです。それぞれの夢や希望に向かい活躍することを期待しています」と新成人を激励しました。新成人を代表して、前田将太さんと与那嶺湖夕瑠さんが決意表明を行い「迷ったり悩んだりしながらも、前を向き夢や希望に向かって歩んでいきます。自分の言動に責任を持って行動し、自分の意見を素直に主張できるように努めていきます」と決意を述べました。

| 町の世帯・人口 平成22年12月31日現在 |   |           |
|-----------------------|---|-----------|
| 人 口                   | 男 | 17,394 人  |
|                       | 女 | 17,350 人  |
|                       | 計 | 34,744 人  |
| 世帯数                   |   | 13,070 世帯 |

### 今月のトピックス

- 子宮頸がん等ワクチン接種について…… 2
- 日常生活圏域ニーズ調査…… 9
- 確定申告のお知らせ…… 4
- 不動産の公売のお知らせ…… 13
- 民生委員、児童委員…… 6

## 大人への第1歩!



決意表明であいさつした前田将太くん(左)と与那嶺湖夕瑠さん(右)



## 久しぶりの再会!

## 多くを学び、出会い、そして祖先の故郷西原で6ヶ月間の貴重な体験

### — 平成22年度西原町海外移住者子弟研修生受入事業修了式 —

7月から6ヶ月にわたり沖縄の芸能や文化を体験し、企業等で研修を受けた町海外移住者子弟研修生3名の修了式が12月6日、町中央公民館で行われました。研修を終えた大城アレシャンドレ明広さん、久田ナディナ・ジェシカさん、仲宗根フェルナンド吉修さんは、沖縄滞在中に学んだ琉舞や民謡などを訪れた親族や関係者らに披露しました。修了のあいさつで大城さんは「沖縄の文化や歴史を勉強したいという夢がかなった」久田さんは「おじいちゃんの家で過ごせて幸せだった」仲宗根さんは「ペルーに戻って、これまで研修を受けた仲間と協力して、県人会や町人会を引っ張りたい」と、6ヶ月ですっかり慣れた日本語で感想を述べました。6ヶ月間の研修を思い出して涙を浮かべる研修生もあり、研修の修了とともに別れを惜しんでいました。

【動画】町HP「さわふじチャンネル」で公開中



## 生活研究会の ま～さいび～んどお

### 菜畑豆腐



### 材 料

|                       |                 |
|-----------------------|-----------------|
| 鶏ひき肉……………400 g        | 片栗粉……………大さじ2    |
| 卵……………2個              | 酒……………大さじ3      |
| 生しいたけ……………100 g       | しょうゆ……………大さじ1   |
| 長ねぎ……………1本            | 薄口しょうゆ……………大さじ1 |
| 菜の花……………1束            | 塩……………小さじ四分の一   |
| かつお節 しょうが汁 水……………大さじ3 |                 |

### 作り方

- ① 生しいたけと長ネギはみじん切にし、片栗粉大さじ1とからめる。
- ② 卵は固ゆでにし、黄身は裏ごし、白身はみじん切りにする。
- ③ ボールに鶏ひき肉、しょうゆ、塩、水、①と②の白身を入れてよく混ぜる。
- ④ 流し箱に③を入れて、上に②の黄身をのせ、蒸し器で15分蒸す。
- ⑤ だし汁カップ1杯、薄口しょうゆ、塩、しょうが汁を煮立て、片栗粉大さじ1を倍量の水で溶いてあんを作る。
- ⑥ 器に6等分した④を盛り付け、⑤をかける。

# 西原町母子保健推進員を募集します！

西原町では今回、任期満了に伴い、乳幼児健診やベビースクールなどの際にお手伝い等を行っている母子保健推進員を募集します。子育てについて感心のある町民の方、西原町の子ども達のために活動しませんか？

＜母子保健推進員の主な活動内容＞（協力謝礼金あり）

- 乳幼児健診、ベビースクールなどのお手伝い
- 乳幼児健診を受けていない人への受診呼びかけ
- 生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる家庭への訪問（こんにちは赤ちゃん事業）
- 定例会や自主活動への参加



**募集人数** 若干名

**応募資格** 子育て中又は経験者の方（性別は問いません）

**応募方法** 福祉部福祉課で配布、または町ホームページ掲載の応募用紙に記入の上、福祉課に提出してください（郵送可）。  
※ 応募多数の場合は書類選考とします。

**応募締切** 2月28日（月）当日消印有効

**決定通知** 本人に通知します。

お問い合わせ／福祉部福祉課 ☎ 945-5311

## 65歳以上のおみなさん

# 介護保険料の納め忘れはありませんか？

介護保険制度は、高齢等により介護を必要とする時に、自立した生活ができるよう介護サービス費の9割を介護保険財源で負担する制度です。

未納が続くと、いざサービスを受けるといった時に、未納状況を勘案した結果、以下のようにサービスの一部を制限させていただくことがあります。

あとで大きな不利益を受けることにならないためにも介護保険料は忘れず納めましょう。

### ※ 通 常

- ・ 給付率は9割です。
- ・ 給付額の1割をサービス事業所にお支払いいただき、9割は介護保険制度で負担します。

### ①納付期限から1年以上1年6か月滞納している方

- ・ 給付率は9割のままとします。
- ・ 給付額は全額をサービス事業所にお支払いいただきます。領収書を役場窓口提出していただくことで介護保険制度の9割負担が受けられます。

### ②納付期限から1年6か月以上2年滞納している方

- ・ 給付率は9割のままとします。
- ・ サービス支払いの一部または全部を差し止め、滞納されている保険料に充てることで、未納分を相殺させていただきます。

### ③納付期限から2年以上滞納している方

- ・ 給付率は7割まで減じます（未納期間に応じた期間）。  
高額介護サービス費の支給を中止します（未納期間に応じた期間）。

お問い合わせ／福祉部介護支援課 介護支援係・賦課徴収係 ☎ 945-5013

# 子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン

## 平成23年1月20日からワクチンの接種費用を全額助成します

西原町に住民登録のある各ワクチンの対象者に対し、平成23年1月20日以降に行った接種費用を全額助成します。対象者には個別通知します。

### ● 子宮頸がん予防ワクチン

日本では年間約15,000人が子宮頸がん罹患し、約3500人が死亡していると報告されています。子宮頸がん予防ワクチンの接種で、子宮頸がんの原因ウイルス「ヒトパピローマウイルス (HPV)」の感染の約6～7割が予防できるといわれており、10代前半に接種することが推奨されています。

| 接種名                | 接種対象者                       | 接種回数 | 接種スケジュール     | 助成内容                  | 自己負担       |
|--------------------|-----------------------------|------|--------------|-----------------------|------------|
| 子宮頸がん予防 (HPV) ワクチン | 中学1年生 (13歳相当)～高校1年生 (16歳相当) | 3回   | 初回・1ヵ月後・6ヵ月後 | 1回15,939円×接種回数 (3回まで) | 指定医療機関のみ無料 |

※平成23年1月20日より前に、すでに1回以上の接種を受けた者は、残りの接種分が対象です。

※現在高校1年生であって、平成23年3月31日までに1回以上の接種を受けた者、また、発熱または急性の疾患により接種を受けることができなかった者については、例外的に平成23年4月1日以降に高校2年生になっても、引き続き公費助成の対象とします（ただし、発熱または急性の疾患で接種できなかった場合は診断書が必要になります）。

【お問い合わせ】 福祉部健康推進課 ☎ 945-4791

### ● ヒブワクチン（インフルエンザ菌b型） ● 小児用肺炎球菌ワクチン

日本では、年間約1000人の子どもたちが細菌性髄膜炎にかかっていると推測されています。その約6割がインフルエンザ菌b型、約3割が肺炎球菌によるものであり、うち約5%が死亡、約20%が後遺症を残す可能性があります。ワクチンを接種することで、細菌性髄膜炎の約9割が予防できるといわれています。

【対象】 生後2ヶ月～4歳

【接種回数】 1～4回 ※年齢により接種回数・接種期間は異なります。

＜ヒブワクチン＞

| 接種開始時期     | 1回目 | 2回目      | 3回目      | 4回目     |
|------------|-----|----------|----------|---------|
| 2か月齢～6か月齢  | 初回  | 4～8週間後接種 | 4～8週間後接種 | 約1年後に接種 |
| 7か月齢～11か月齢 | 初回  | 4～8週間後接種 | 約1年後に接種  |         |
| 1歳～4歳      | 1回  |          |          |         |

＜肺炎球菌ワクチン＞

| 接種開始時期     | 1回目 | 2回目         | 3回目                    | 4回目                  |
|------------|-----|-------------|------------------------|----------------------|
| 2か月齢～6か月齢  | 初回  | 27日以上の間隔で接種 | 27日以上の間隔で接種 (12か月齢までに) | 60日以上の間隔で (12～15か月齢) |
| 7か月齢～11か月齢 | 初回  | 27日以上の間隔で接種 | 60日以上の間隔で、1歳以降に接種      |                      |
| 1歳～1歳11か月  | 初回  | 60日以上の間隔で接種 |                        |                      |
| 2～4歳       | 1回  |             |                        |                      |

【お問い合わせ】 福祉部福祉課 ☎ 945-5311

※ 助成実施期間は平成23年1月20日～平成24年3月31日までの接種となります。

※ これらのワクチン接種は、予防接種法に基づかない任意の予防接種です。通知に同封されている予防接種の説明をよく読み、効果と副作用をご理解いただき、医師と相談した上で接種を受けてください。また、**体調不良などで接種ができなかった場合は、1,050円の自己負担がかかりますので**、体調のよいときに受診しましょう。

※ 接種場所は指定医療機関です。接種の際は、**母子（親子）健康手帳、予診票**をお持ちください。なお、子宮頸がん予防ワクチン対象者の方への通知には、予診票を同封しません。ワクチンについて説明をしてから接種してもらいたいからです。予診票の受け取り方については、個別通知に同封されているお知らせをご覧ください。福祉部健康推進課までお問い合わせください。

※ 指定医療機関など、詳しくは個別通知に同封されているお知らせ、または町ホームページをご覧ください。

◎申告の必要な方

申告の必要性（◎＝所得税の確定申告が必要。○＝町県民税申告が必要。×＝申告不要。）

| 所得等の状況                                              |                                                     | 申告の<br>必要性 | 必要なもの                                                          | 備<br>考                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|------------|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自<br>営<br>業<br>者                                    | 所得税が課税される方                                          | ◎          | 所得及び控除を証明するもの                                                  | 所得税の確定申告（※１）が必要です。確定申告書の２枚目が町県民税用となっており、税務署から町役場に提供されますので町県民税の申告は不要です。                                                                                                                                          |
|                                                     | 所得税が課税されない方（所得額が控除額よりも低い方）                          | ○          | 所得及び控除を証明するもの                                                  | 町県民税申告が必要です。ただし売上高が1千万円を超える場合は消費税の申告対象となりますので税務署（確定申告会場）で確定申告してください。                                                                                                                                            |
| 給<br>与<br>所<br>得<br>の<br>み<br>の<br>方                | 職場から給与支払報告書（源泉徴収票）が役場に提出されている方                      | ×          |                                                                | （職場で年末調整されている方）<br>職場から報告があり、年末調整（※2）されている方は申告不要です。<br>（ただし、年末調整に反映されない医療費控除（※3）等がある場合は、申告することで所得税の還付があり、町県民税の税額も変わります。）                                                                                        |
|                                                     |                                                     | ◎<br>（×）   |                                                                | （職場にて年末調整されていない方）<br>確定申告が必要です。申告をすることで所得税を精算し、追徴や還付を受けます。<br>（控除申告することがなく、源泉徴収税額が0円で所得税が非課税（※４）の方は申告不要です。）                                                                                                     |
|                                                     | 職場から役場に給与支払報告書が提出されていない方                            | ○<br>（◎）   | 源泉徴収票・諸控除の領収書等                                                 | 町県民税申告（所得税がかかる場合は確定申告）が必要です。                                                                                                                                                                                    |
| 住<br>宅<br>ロ<br>ー<br>ン<br>控<br>除<br>の<br>あ<br>る<br>方 | H21～22年中に入居し所得税住宅ローン控除を受けている方で所得税から控除しきれなかった額がある方   | ◎          | 源泉徴収票・住宅借入金等特別控除額の計算明細書・住民票の写し・売買契約書・登記事項証明書・住宅ローンの年末残高証明書・印鑑等 | H21～22年中に入居し所得税住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、１年目は税務署（※役場での受付は行っておりません。）で所得税の住宅ローン特別控除の確定申告を行ってください。２年目以降は、年末調整または確定申告の際に、所得税の住宅ローン控除を申請していれば、町県民税でも自動的に住宅ローン控除が適用されますので、役場への住宅借入金等特別税額控除申告書の提出は不要となります。 |
|                                                     | H11～18年末までに入居し所得税住宅ローン控除を受けている方で所得税から控除しきれなかった額がある方 | ○<br>（◎）   | 源泉徴収票（住宅借入金等特別控除可能額が記入されているもの）・預金通帳・印かん等                       | H18年末までに入居し所得税住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、従来どおり町県民税の住宅ローン控除の申告をする方法としない方法があります。（※５）<br>※申告場所は、確定申告書を提出する場合は税務署が設置する申告会場、給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない場合は西原町が設置する申告会場となります。                                  |
| 公<br>的<br>年<br>金<br>収<br>入<br>の<br>み<br>の<br>方      | 65歳以上で年金収入148万円未満の方・65歳未満で年金収入98万円未満の方              | ×          |                                                                | 日本年金機構から報告があり、非課税の範囲ですので申告は不要です。                                                                                                                                                                                |
|                                                     | 上記以外の年金収入の場合                                        | ◎<br>（×）   |                                                                | 確定申告（所得税がかからない場合は町県民税申告）が必要です。社会保険料控除・医療費控除等を申告することで所得税の還付があったり、町県民税が下がる場合があります。源泉徴収額が少ないと追徴になる場合もあります。（控除申告することがなく、源泉徴収税額0円で所得税が非課税の方は申告不要です。）                                                                 |
| 所得が複数ある方（給与と不動産所得など）                                |                                                     | ○<br>（◎）   | 所得及び控除を証明するもの                                                  | 所得を合計することで課税額が異なってきます。町県民税申告（所得税がかかる場合は確定申告）が必要です。                                                                                                                                                              |
| 2ヶ所以上から給与があり、合算して年末調整していない方                         |                                                     | ○<br>（◎）   |                                                                |                                                                                                                                                                                                                 |
| 収<br>入<br>の<br>な<br>い<br>方                          | 無収入の方                                               | ○          | 学生証・障害者手帳等                                                     | 所得証明書発行等のために申告が必要です。申告書裏面の「前年収入がなかった方」の欄を記載して提出してください。<br>学生の場合・・・学生証を添付してください。<br>障害者の場合・・・障害者手帳等を添付してください。<br>主婦・無職の場合・・・裏面記載のみでよろしいです。                                                                       |
|                                                     |                                                     | ×          |                                                                | 20歳未満で所得のない方、また西原町に扶養者がおり年末調整や確定申告で被扶養者として報告されている方は申告は不要です。                                                                                                                                                     |

- （※１）確定申告…個人所得にかかる税には所得税と町県民税所得割がありますが、所得税の申告のことです。確定申告をすれば町県民税申告を兼ねることができます。  
申告場所は税務署が設置する確定申告会場（浦添市産業振興センター・結の街）です。
- （※２）年末調整…給与支払徴収義務者（職場）が年末に源泉徴収額から生命保険料控除・損害保険料控除・扶養控除等を反映し、所得税を精算することです。
- （※３）医療費控除…（支払った医療費の額－保険金などで補てんされる金額）－（10万円か「所得金額の５％」のいずれか少ない方の金額）で計算して控除されます。10万円以上もしくは「所得の５％」以上の医療費がある場合に適用されます。
- （※４）所得税が非課税…所得額＜所得控除額の場合は非課税です。控除がない場合は、給与収入103万円以下、年金収入（65歳以上の場合）158万円以下、年金収入（65歳未満）108万円以下の場合に所得税はかかりません。
- （※５）次の条件に当てはまる方は、従来どおり「住宅借入金等特別税額控除申告書」で申告されると、控除額が大きくなる可能性があります。  
○変動所得・臨時所得を有し、平均課税の適用を受ける方  
○課税総所得金額のほかに課税退職所得金額などがある方  
○課税山林所得金額がある方

支払った医療費全額が、  
還付されるわけではありませんので間違いなく！

町県民税についてのお問い合わせ  
総務部税務課・町県民税係  
TEL 098－945－4729（内線142）  
FAX 098－946－6086

平成23年度 町県民税(兼国民健康保険税)の申告について

日頃は町の税務行政にご協力いただきありがとうございます。今年も町県民税の申告時期がやってまいりました。この申告は平成23年度の町県民税、国保税の課税資料となります。

町県民税の申告がされない・・・

- 所得証明書等が発行できない。
- 国民健康保険税の軽減措置が受けられない。
- 国民健康保険高額療養費の自己負担額の減額措置が受けられない。
- 国民年金の免除申請および各種福祉手当の受給手続きができない。  
・・・等の不利益をこうむる場合があります。町民の皆様のご協力をお願いします。

◎申告の受付期間 2月16日(水)～3月15日(火)（ただし、土曜日・日曜日を除く）

※3月6日(日)と3月13日(日)も受付を行ないます。

◎申告の受付場所 西原町役場 第5庁舎会議室

※申告受付会場は1会場のみとなります。

◎申告の受付時間 午前9時～午後4時（※午前11時30分～午後1時30分を除く）

指定日に都合の悪い場合は、他の行政区の受付日に申告してください。  
なお、3/11～15日は大変混み合うことが予想されます。早めに申告されるようご協力をお願いします。

| 受 付 年 月 日     | 指 定 行 政 区              | 受 付 時 間                             | 場 所                |
|---------------|------------------------|-------------------------------------|--------------------|
| 平成23年2月16日（水） | 幸地ハイツ・幸地高層住宅・幸地・坂田高層住宅 | 午前9時～午後4時<br>（※午前11時30分～午後1時30分を除く） | 町役場<br>第5庁舎<br>会議室 |
| 平成23年2月17日（木） | 棚原・徳佐田・上原・千原・森川        |                                     |                    |
| 平成23年2月18日（金） | 翁長・坂田                  |                                     |                    |
| 平成23年2月21日（月） | 池田・小波津団地・与那城・西原ハイツ     |                                     |                    |
| 平成23年2月22日（火） | 兼久・東崎・平園               |                                     |                    |
| 平成23年2月23日（水） | 我謝・美咲・安室・桃原            |                                     |                    |
| 平成23年2月24日（木） | 小波津・呉屋・県営西原団地          |                                     |                    |
| 平成23年2月25日（金） | 津花波・西原台団地・小橋川・内間       |                                     |                    |
| 平成23年2月28日（月） | 掛保久・嘉手苺・小那覇・県営内間団地     |                                     |                    |
| 平成23年3月 1日（火） | 全行政区                   |                                     |                    |
| 平成23年3月 2日（水） |                        |                                     |                    |
| 平成23年3月 3日（木） |                        |                                     |                    |
| 平成23年3月 4日（金） |                        |                                     |                    |
| 平成23年3月 6日（日） |                        |                                     |                    |
| 平成23年3月 7日（月） |                        |                                     |                    |
| 平成23年3月 8日（火） |                        |                                     |                    |
| 平成23年3月 9日（水） |                        |                                     |                    |
| 平成23年3月10日（木） |                        |                                     |                    |
| 平成23年3月11日（金） |                        |                                     |                    |
| 平成23年3月13日（日） |                        |                                     |                    |
| 平成23年3月14日（月） |                        |                                     |                    |
| 平成23年3月15日（火） |                        |                                     |                    |

◎申告に必要な書類

1. 申告書（送付されていない場合は税務課窓口か申告会場にあります）
2. 印鑑（認印可）
3. 平成22年中の収入・支出を証明するもの（源泉徴収票・給与収入証明書・収支明細書・その他帳簿等）
4. 社会保険料（※）・生命保険料等の支払証明書等（平成22年中に支払ったもの）  
（※国民健康保険税、後期高齢者医療（長寿医療）保険料、国民年金保険料控除証明書・生命保険料控除証明書等）
5. 障害者手帳・療育手帳・精神保健手帳・障害者控除対象者認定書（障害者控除を受ける方）
6. 医療費の領収書（医療費控除を受ける方）（社会保険事務所・共済組合・市町村役所及び保険会社から医療費の補てんがある場合には、その金額が分かる書類）
7. その他内容を確認する際に必要と思われるもの

◎申告の提出をしなくてもよい方

1. 税務署で確定申告書を提出する方
2. 収入が給与のみで、勤務先から給与支払報告書（源泉徴収票）が提出されている方
3. 65歳以上（平成22年12月31日現在）で年金収入148万円未満の方、65歳未満（平成22年12月31日現在）で年金収入98万円未満の方

◎申告書の郵送について

申告書は前年に町県民税申告をした方・昨年20歳になられた方・昨年転入者にのみ送付していますが、転入者や中途退職者の方などは申告書が送付されていても申告不要の場合と、申告書が送付されていなくても申告が必要な場合があります。詳しくは左記表により確認して下さいますようお願いします。  
（申告書が送付されていない場合は、税務課窓口もしくは会場に申告書を用意していますのでご利用ください。）

申告書は自主記載が原則です。申告がスムーズに行えるよう、事前の記入、証明書等の整理にご協力をお願いします。

民生委員  
児童委員  
名 簿  
(第1民児協)  
平成22年12月現在



幸 地  
玉那覇 康夫  
幸地164-3  
945-4302



幸 地  
眞境名 一雄  
幸地122  
944-1499



幸地ハイツ  
石底 長保  
幸地991-9  
945-7858



棚 原  
宮城 幸子  
棚原129  
945-7503



棚 原  
宮里 信正  
棚原178-1  
946-0578



棚 原  
桃原 セツ子  
棚原800-1  
945-4025



徳佐田  
平良 ヨシ子  
徳佐田73-4  
945-5535



千 原  
来間 紀子  
翁長920-10  
945-5539



上 原  
運天 ふじ子  
上原325  
946-9319



上 原  
喜納 光子  
上原101  
945-4325



上 原  
大城 伸子  
上原115-1  
945-4802



上 原  
福田 雅男  
上原244-6  
944-0535



翁 長  
比嘉 安子  
翁長172 (202)  
945-4559



翁 長  
糸数 貞子  
翁長449  
945-6849



翁 長  
稲嶺 安子  
翁長638  
945-1344



翁 長  
新垣 則子  
翁長9  
946-5940



翁 長  
宮里 シズ子  
翁長127  
945-6131



坂 田  
仲里 恵子  
幸地313-8  
945-9533



坂 田  
浦崎 幸夫  
翁長453-3  
944-5025



津花波  
狩俣 和子  
津花波16  
946-5302



西原台団地  
石垣 文子  
小橋川251-3  
946-1530



安 室  
與那城 一美  
安室78  
945-9485



桃 原  
岸本 弘子  
桃原89 (2F)  
871-9997



池 田  
喜屋武 光廣  
池田83  
945-2509



小波津  
比嘉 幸子  
小波津153  
945-4213



小波津  
入田里 順子  
小波津38-3  
945-6149



小波津団地  
座喜味 一郎  
小波津233-24 (A-29)  
945-4515



県営西原団地  
砂川 哲夫  
小波津44 (2-105)  
945-0686



県営幸地高層住宅  
仲 程 武  
幸地991-8  
945-0293



県営坂田高層住宅  
宮城 良三  
幸地146-1 (713)  
944-1118



県営坂田高層住宅  
宮城 良三  
幸地146-1 (713)  
944-1118



2 月 保 健 事 業 日 程

| 月日   | 曜日 | 事 業 名         | 対 象 者                    | 実 施 場 所   | 使 用 室     | 受付時間          |
|------|----|---------------|--------------------------|-----------|-----------|---------------|
| 2/2  | 水  | ベビースクールⅠ      | H22.8.2生まれ～H22.10.2生まれ   | 中央公民館     | 調理・和室     | 13:30 ～       |
| 2/9  | 水  | ベビースクールⅡ      | H22.8.2生まれ～H22.10.2生まれ   | 社会福祉センター  | 大広間       | 13:30 ～       |
| 2/10 | 木  | 3歳児健診         | H19.10.1生まれ～H19.11.5生まれ  | 中央公民館     | ホール・控室・和室 | 13:30 ～ 14:15 |
| 2/13 | 日  | あがりティーダウォーキング | 関心のある方                   | あがりティーダ公園 |           | 8:00 ～        |
| 2/17 | 木  | ベビースクールⅢ      | H22.8.2生まれ～H22.10.2生まれ   | 坂田児童館     | プレイルーム    | 10:00 ～       |
| 2/17 | 木  | 1歳半健診         | H21.6.13生まれ～H21.7.10生まれ  | 中央公民館     | ホール・控室    | 13:30 ～ 14:15 |
| 2/21 | 月  | BCG           | 3ヶ月～6ヶ月未満                | 沖縄県総合保健協会 |           | 15:30 ～ 16:00 |
| 2/23 | 水  | ベビースクールⅣ      | H22.8.2生まれ～H22.10.2生まれ   | 西原町図書館    |           | 13:30 ～       |
| 3/3  | 木  | 2歳児歯科健診       | H20.9.2生まれ～H20.12.2生まれ   | 中央公民館     | ホール・控室    | 13:30 ～ 15:00 |
| 3/10 | 木  | 3歳児健診         | H19.11.6生まれ～H19.11.30生まれ | 中央公民館     | ホール・控室・和室 | 13:30 ～ 14:15 |

◆お問い合わせ◆ 福祉部 健康推進課 ☎ 945-4791 fax 944-6554

私たちは、**民生委員・児童委員**です♪

……悩むより まず相談を……

民生委員・児童委員51人が決定されました。

民生委員・児童委員の一斉改選にともなって、51人の委員に厚生労働大臣から委嘱状が交付されました。民生委員は一定の地域を担当し、住民の生活状況の把握、要保護者の保護指導、福祉施設との連絡及び協力などの業務にあたります。また児童委員も兼ねています。主任児童委員は、児童福祉に関することを専門に担当する委員の方です。任期は平成25年11月30日までです。悩みごとなどがあれば、お気軽に各行政区担当委員へご相談ください。

なお、民生委員は定数を満たしていないため現在も募集しています。これからの人生、地域の役に立ちたいと考えているあなたの応募をお待ちしています。

【お問い合わせ】福祉部福祉課 社会福祉係 ☎ 945-5311

民生委員  
児童委員  
名 簿  
(第2民児協)  
平成22年12月現在



小橋川  
有田 恵子  
小橋川51  
946-3505



内 間  
仲田 たか  
内間64  
946-1186



県営内間団地  
比嘉 きよ  
内間411-2 (4-101)  
946-7745



掛保久  
奥浜 末子  
兼久148  
945-8979



嘉手苺  
玉那覇 光子  
嘉手苺32-7  
945-1747



小那覇  
新川 佳代子  
小那覇124  
945-4573



小那覇  
泉川 寛光  
小那覇303-5  
945-8653



平 園  
眞喜志 広美  
与那城311 (新田荘203号)  
090-1948-2429



平 園  
宮城 ヨシ  
与那城302-4  
945-6750



平 園  
米須 清順  
嘉手苺138-7  
946-5919



兼 久  
宮平 良信  
兼久254-3  
946-9131



兼 久  
宮平 美也子  
兼久1  
945-8383



兼 久  
宜志富 紹誠  
兼久216-4  
946-9710



与那城  
塩川 初枝  
与那城277-9  
945-2875



与那城  
宮城 洋子  
与那城90  
945-2979



美 咲  
安里 キヨ子  
我謝810  
945-9520



美 咲  
宮平 美佐江  
我謝804 (308)  
946-4493



我 謝  
小川 貞子  
我謝695-4  
945-8046



我 謝  
名幸 時子  
我謝754  
945-7839



我 謝  
名嘉 正男  
我謝76  
946-3397



主任児童委員  
下地 裕子  
兼久248-10  
944-1667



# 西原町日常生活圏域ニーズ調査について

西原町では、介護保険事業計画を策定するにあたり、高齢者が“どのような支援を必要としている”“どの程度生活しているか”等、地域の高齢者の課題を的確に把握する調査（西原町日常生活圏域ニーズ調査）を行います。

調査の結果は、西原町の介護保険事業計画策定の資料として活用すると同時に、介護予防が必要と思われる方には、町役場及び町地域包括支援センターより介護予防教室へ案内し、健康や暮らしに役立てたいと考えています。

調査票の配布は3月頃を予定しています。地域の高齢者の情報を正確に整理するため、多くの質問項目を設けていますが、身近な質問で答えやすいものとなっていますのでご協力お願いします。

（調査方法）

1. この調査の対象者は、平成23年3月1日現在、65歳以上の方です。
2. ご家族の方がご本人の代わりに回答したり、と一緒に回答してもかまいません。
3. 「あなたの～」と尋ねている項目がいくつかあります。この場合「あなた」とは、あて名の本人をさします。本人以外の家族が回答された場合でも、あて名本人に関して回答してください。
4. 回答にあたっては質問をよくお読みいただき、該当する番号を○で囲んでください。（一部、数字での記入があります。）
5. 調査票記入後は、3つ折りで同封の返信用封筒に入れてお送りください。（切手を貼らずに投函ください。）
6. 質問などがありましたら、福祉部介護支援課までご連絡ください。
7. 介護予防が必要と思われる方には、介護予防教室の案内をさせていただきます。氏名及び住所は必ず記入してください。

※ 郵送時に確認していますが、お手元に届いた時点であて名の本人が転出や死亡の場合はご了承ください。

※ 収集した個人情報は、調査目的以外で使用しません。西原町個人情報保護条例に基づき、適切な取り扱いを行います。

お問い合わせ：福祉部介護支援課 ☎ 945-5013

## Q1 介護保険事業計画って？

介護保険サービス及び地域支援事業を円滑に実施するための計画で、必要なサービスの内容や必要量を把握して、サービス提供体制を整えることなどを定めるものです。介護保険事業計画によって、介護保険料も見直されます。この計画は3年ごとに見直すことになっています。

## Q2 介護予防とは？

介護予防とは、元気な高齢者になるべく介護が必要な状態にならないように、そして介護が必要な人もそれ以上悪化させないようにすることです。「自分はまだ元気だから介護予防なんて必要ない！」と思っていませんか。元気なうちから取り組んでいく必要があるのは、生活習慣病などの病気の予防も介護予防も同じことです。

## Q3 介護予防教室では、どんなことをするの？

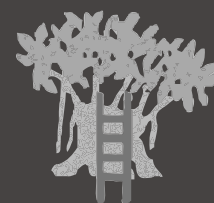
西原町では「いいあんべー家」で「西原町貯筋クラブ」という教室を実施しています。「西原町貯筋クラブ」では、身体機能などの低下があると判断された方を対象として、自宅でできる運動を中心に、口の体操や歯科衛生・栄養・認知症予防についての講話などを行っています。身体機能などの低下がないと判断された方についても、「がんじゅう教室」や「フィットネス教室」を開催しています。詳しくは「いいあんべー家」までお問い合わせください。（いいあんべー家 ☎：946-1734）

### 要予約

事前にお問い合わせ下さい！

自然共生型アドベンチャースポーツ&パーク

フォレストアドベンチャー



# FOREST ADVENTURE IN ONNA

沖縄県国頭郡恩納村字真栄田1525 TEL (098) 963-0088 FAX (098) 963-0087

(予約・問合せ) yoyaku@forest-adventure-onna.jp

(URL) http://www.forest-adventure-onna.jp

事業主  福山商事株式会社

## 要介護認定者のみなさまへ

## 「障害者控除対象者認定書」・「おむつ代医療費控除の確認証明書」の交付について

### ◆要介護認定者の障害者控除

要介護認定を受けている65歳以上の方で、一定の基準に該当している場合は、確定申告で障害者控除の対象となることがあります。その場合、申告の際に「障害者控除対象者認定書」が必要になります。

【証明基準】

65歳以上の方で要介護認定を受けており、主治医意見書の特記事項（日常生活自立度がランク A 以上若しくは認知症高齢者日常生活自立度がランクⅡ以上のどちらかの項目）が該当していること。

### ◆要介護認定者のおむつ代の医療費控除

要介護認定を受けている65歳以上の寝たきりの方などでおむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人は、町が発行する「おむつ代医療費控除の確認証明書」で控除が受けられます（1年目は医師の証明書が必要になります）。

【証明基準】

65歳以上の方で要介護認定を受けており、主治医意見書に「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」の記載が、B以上かつ「尿失禁の発生の可能性」が「あり」と記載されていること。

### 《申請方法》

「障害者控除対象者認定書」「おむつ代医療費控除の確認証明書」が必要な方は、福祉部介護支援課介護支援係で申請してください。なお、証明書の発行には多少時間がかかりますので、時間に余裕を持ってお越しください。また、証明書等が即日発行できない場合もありますので、ご了承ください。

【お問い合わせ】 福祉部介護支援課 介護支援係 ☎ 945-5013（内線196）

## 防ごう！高齢者虐待

高齢者虐待は特殊な家庭で起こる問題に思えますが、どこの家庭においても起こりうる身近な問題です。高齢者虐待が起こる背景には、介護の負担からくるものや、高齢者本人のために行っていることでも結果的に虐待を引き起こしている場合があり、高齢者本人・家族ともに「虐待を受けている」、「虐待をしている」という自覚がないこともあります。



### ●高齢者虐待とは

平成18年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、虐待の内容を大きく5つに区分しています。

- 身体的虐待 高齢者の体にけがをさせるなど身体的な苦痛を与えること。
- 心理的虐待 叱りつける、無視する、恥をかかせる、嫌がらせなど精神的な苦痛を与えること。
- 経済的虐待 本人の同意なく財産・金銭を使う、理由なく本人に、金銭の使用を制限すること。
- 放棄・放任 必要な身の回りの世話や介護を行わず高齢者の生活環境や身体的・精神的状態を悪化させること。
- 性的虐待 高齢者に対し、わいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること。

### ●お気軽に相談を

「虐待を受けている」「虐待されているのを見た」「介護に行き詰っている」などで困っている方は西原町地域包括支援センターまたは福祉部介護支援課にご相談ください。

【お問い合わせ・相談窓口】

西原町地域包括支援センター ☎882-0117／福祉部介護支援課 ☎945-5013

## 岡田幹事長が字幸地の遺骨収集現場を視察

民主党の岡田克也幹事長が1月9日、字幸地にある沖縄戦の壕跡を視察しました。壕跡は、平成21年8月から遺骨収集が行われ、旧日本兵と見られる遺骨が5体発見された現場。対応した上間町長や、遺骨収集団体がマフヤーの具志堅隆松代表らは「沖縄戦犠牲者の遺骨収集はまだ終わっていない」と戦後処理の状況を訴えました。具志堅代表は戦後処理事業の創設とともに、事業特区の適用と雇用の創出を要望。岡田幹事長は「沖縄に遺骨が眠っていることを受け止め、党で検討したい」とコメントしました。



## 緑のそばだー！坂田保育所の給食にシマナーそば

西原町産のシマナーが練りこまれたシマナーそばが12月8日、坂田保育所の給食に登場しました。そばの原料であるシマナーは、町が耕作放棄地解消対策事業の一環で実証栽培したものを使用。坂田保育所の全園児約120名分のそばをJAおきなわ西原支店女性部が作り、提供しました。園児たちは「おいしかった」「おかわりしたよ！」と笑顔を浮かべながらそばに舌鼓。この日は園児たちと一緒に給食を食べようと、上間町長と役場職員が参加し、各テーブルで交流しました。同保育所では普段から食育に力を入れており、シマナーそばを給食に活用することで地産地消が図られたと喜んでいました。



## 備えあれば憂いなし 町役場で避難訓練を実施

役場職員の避難に対する即応体制を確立し、防災意識の高揚を図ることを目的に、12月1日、町役場で防災訓練を実施しました。町役場で防災訓練を行うのは5年ぶりのこと。今回は役場職員を対象として、大きな地震が発生した想定で、地震時の身の安全の確保と避難行動に取り組みました。城間副町長は「意識の高揚を図るためにも定期的な訓練の実施が望ましい」と訓練を総括しました。



# まちの話題

## 西原中の美術部生徒が各コンクールで大活躍

西原中学校(平良嘉男校長)の生徒が、今年度実施された絵画の各コンクールで相次いで優秀な成績を収めました。島袋彩さん(3年)と我那覇有紀さん(2年)が揃って平成22年度「私たちの文化財」(県教育庁主催)で最優秀賞を受賞、島袋さんは第47回全国中学生海の絵画コンクール((社)沖縄海事広報協会主催)でも金賞を受賞しました。また、下門かなこさん(3年)が第9回「おきなわの観光」絵画コンクール((株)かりゆし主催)で最優秀賞に輝き、受賞ラッシュとなりました。西原中は今年度から美術部が発足したことで文化活動が盛んになったとのことで、平良校長は「短期間でこれだけ才能を発揮したことに、大きな可能性を感じている」と今後の活躍に期待を寄せました。



## 町役場若手職員がまちづくりの研究成果と提案を発表

町役場の職員が町の調査・研究に取り組んだ成果と、まちづくりへの提案を発表する「まち研フォーラム」が12月23日、ムーンテラス東崎(字東崎)で行われました。フォーラムを主催した「西原町まちづくり研究会第5期生」は町役場の若手職員の有志が集まった団体で、行政組織の活性化を図るとともに、明るく、魅力あるまちづくりを提案することを目指して自主研究を重ねてきました。フォーラムに先立ち、基調講演に立った鎌倉市市民活動センター運営会議事務局長の渡邊公子さんが、自ら実践する市民主体のまちづくりへの参画について話しました。研究発表は研究員が2班に分かれ、「行政主導のまちづくり班」は行政の仕掛けによるひとづくりの仕組みと条例の制定を、「住民主役のまちづくり班」は先進地事例をもとに、住民ができることからまちづくりに取り組むことの提案をしました。



## イルカ公園でさわふじを植樹

西原町商工会(小波津勇会長)は12月5日、東崎都市緑地(イルカ公園)で、さわふじ普及植樹キャンペーンを実施、町花木さわふじの植樹活動を行いました。事前に準備された植え付け用のさわふじの苗は、おおむね樹高3mの10年木で、23本の苗が重機を使って植付けされました。植樹活動には町商工会員や各通り会、事業組合などから約75名が参加。苗が順調に根付けば、来年の初夏ごろには公園内にさわふじの花が咲き、独特の香りを楽しむことができるとのこと。今後はさわふじを活用したイベントの実施などが検討されています。



## 新年を前にマリンタウンを清掃

ボランティア活動を身近に感じ、世代間交流とともに環境美化活動を図ることを目的に「第4回マリンタウン西原クリーンアップ大作戦(町社会福祉協議会、マリンタウンまちづくり推進協議会主催)」が12月19日、マリンタウン地内で実施されました。近年、初日の出スポットとして多くの人が訪れるようになっているマリンタウンで、新年を前に町内の各種団体や町民約400名のボランティアが清掃に参加、あがりティーダ公園や臨港道路が美しく生まれ変わりました。



## 中央公民館がボランティア清掃でヒカヒカに

12月19日、中央公民館をきれいにしようとボランティア清掃が実施され、サークル会員や団体、町民ら200名近くが参加しました。参加者はそれぞれ用具を持ち寄り、正面玄関の表札を屋上から洗浄したり、大ホールを3年ぶりにワックスがけするなど懸命に作業に取り組みました。その結果、2時間の作業で公民館がきれいに大変身しました。



## 内間御殿ゆかりの拓本を寄贈

玉那覇勝一さん(字与那城)所有の、内間御殿ゆかりの「致和」の拓本(墨で文字を紙に写し取ったもの)が町へ寄贈されることとなり、12月2日に寄贈式が実施されました。「致和」の拓本は、内間御殿の東江御殿に設置されている石製扁額(石に文字が彫られた額)から専門家に依頼して取った貴重なもの。同様の木製扁額が県立美術館に保管されています。寄贈を受け、上間町長は「町民の目に触れられる形で展示を検討したい」と喜びを述べました。



## 西原高校マーチングバンド部が日本一！

第38回マーチングバンド・バトントワリング全国大会が12月19日、さいたまスーパーアリーナで開催され、西原高校マーチングバンド部がマーチングバンド部門中編成の部(85名以下)で1位にあたる最優秀賞を受賞しました。報告のため町役場を訪れた部長の伊藤海(かい)くん(3年)は「西原町民をはじめ、たくさんの方の応援のおかげで日本一になってうれしく思います。ありがとうございました」と感謝を述べ、顧問の比嘉一史先生は「今年は人数が少なく、中編成での参加になったが、大編成も含めた全体で3位の得点だった。とてもすごいことなので子どもたちを褒めて欲しいと思う。来年はグランプリを目指してがんばりたい」と力強く今後の決意を表しました。



## 小那覇交番に新所長が赴任しました

小那覇交番の交番所長に赴任した垣花武幸所長が赴任あいさつのため、町役場を訪れました。垣花所長は12月14日付で名護警察署から浦添署に異動し、小那覇交番へ配属されました。赴任にあたり「管内で発生する犯罪の傾向を研究し、徹底した対策に取り組めます。まず顔を知ってもらいたいのと、地域にどんどん出向いていきたい」と抱負を述べました。



## 不動産の公売のお知らせ

差押している不動産の公売を、下記のとおり入札方法により行います。  
公売の入札には、原則としてどなたでも参加できます。  
手続きなど詳しくは「公売広報(税務課等に設置)」または「公売広告(告示板)」をご覧ください。  
なお、滞納になっている税金の納付などにより、中止になる場合もありますので、参加される方は、入札当日ご確認のうえお越しください。

- 日時：2月8日(火) 午後2時00分から午後2時15分まで
- 場所：西原町役場2階会議室
- 公売対象不動産：宅地1筆、原野1筆(公売財産の明細は「公売広報」または「公売公告」をご覧ください)

公売財産一覧表(不動産は登記簿謄本による表示です。)

| 売却区分番号 | 見 積 価 額    | 財産種別 | 財 産 所 在 地                           | その他事項 |
|--------|------------|------|-------------------------------------|-------|
|        | 公 売 保 証 金  |      |                                     |       |
| 23の1   | 301,000円   | 原野   | 中城村字伊集宇宙原294番2<br>地積・406㎡           |       |
|        | 32,000円    |      |                                     |       |
| 合23の2  | 1,232,000円 | 宅地   | 国頭郡本部町字謝花大久保原<br>(物件は直接係員にお聞きください。) |       |
|        | 130,000円   |      |                                     |       |

- 物件の確認・入札される前に現地の状況確認や登記簿の閲覧などにより、権利関係などを確認してください。現地の下見の際は担当者に確認してください。差押財産は滞納者本人の所有物なので節度ある行為をお願いします。
- 入札当日に必要なものの詳細は「公売広報」をご覧ください。

お問い合わせ：総務部税務課 滞納整理班 ☎945－4729

## ～タイヤロックによる自動車の差押えを執行しました～

税務課では、町税を公平に負担していただくため、新たに「タイヤロック(車輪止め)」を導入して、自動車の差押を執行しました。これまでも納税催告に応じない方、納付についての誠意が認められない方に対し、法の定めにより不動産、預金、給料、生命保険などの差押を実施してきましたが、新たな取組みとして自動車(普通自動車、軽自動車、オートバイなど)にタイヤロック(車輪止め)を活用した差押えに着手し、より一層の税収の確保に努めます。

差押えた自動車などには、保管命令を行った上で運行・使用をさせないための措置として、タイヤロック(車輪止め)及び財産差押公示書を装着し、自主的な納付を促します。それでも納付がない場合は、差押えた自動車を引き上げて公売を行い、その売却代金を滞納している町税に充てます。  
※財産差押公示書は、運転席側のドアミラーに装着します。

お問い合わせ：総務部税務課 ☎945－4729(内線144・146)



タイヤロックや財産差押公示書を破損し、差押財産を使用した場合は、地方税法第168条、同法第332条及び同法第374条(滞納処分に関する罪)、刑法第96条(封印等破棄)、刑法第252条(横領)などの法律により処罰されることがあります。

## 平成22年度 固定資産税4期分の納期限は2月28日(月)です

納め忘れのないよう、期限内納付をよろしくお願いします。

- 町税の納付は口座振替を利用すると便利です。
- 納付が遅れた場合は、延滞金が加算されますので早めに納めてください。
- 滞納が続きますと預金や不動産の差押を行う場合があります。

※当初納付書と督促状等で、同一期の税金を重複払いするケースが発生しています。納期限を過ぎて支払う際は注意しましょう。また、領収書等はまとめて控えていてください。

### 平成22年度各町税目の納期

| 税目      | 納期 | 第一期   | 第二期   | 第三期    | 第四期        |
|---------|----|-------|-------|--------|------------|
| 町 県 民 税 |    | 6月30日 | 8月31日 | 11月1日  | 平成23年1月31日 |
| 固定資産税   |    | 4月30日 | 8月2日  | 12月27日 | 平成23年2月28日 |
| 軽自動車税   |    | 5月31日 |       |        |            |

お問い合わせ：総務部 税務課 徴収・収納係 ☎945－4729

## 北那覇税務署からのお知らせ

## 所得税の確定申告は、e-Taxをご利用ください！

### ● e-Taxを利用してできる国税の各種手続き

- ①所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告
- ②全税目の納税
- ③申請・届出等…が自宅やオフィスからインターネットを通じて行えます！

※特に、源泉所得税の毎月納付や消費税の中間申告・納付など、利用回数の多い手続きには大変便利です！

### ～e-Taxをご利用いただくメリット～

#### ● 最高5,000円の税額控除

平成22年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます(平成19年分から22年分の間でいずれか1回)。

#### ● 国税庁ホームページから電子申告

自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxに送信できます(確定申告書等作成コーナーは「確定申告特集ページ」からご覧ください)。

#### ● 添付書類の提出省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称・支払金額等)を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます(確定申告期限から3年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります)。

#### ● 還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています(3週間程度に短縮)。

#### ● 24時間いつでも利用可能

所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です。

### ● e-Taxを始める前に…

事前に、電子証明書とICカードリーダライタの準備が必要です。

#### ① 電子証明書

公的個人認証サービスに基づく電子証明書<sup>1)</sup>を利用する場合、住民票のある市区町村の窓口で、住民基本台帳カード(ICカード)を入手し、電子証明書発行申請書等を提出して電子証明書の発行を受けてください。証明書の有効期限は3年となっており、有効期限切れの場合は新たに取得する必要があります。また、電子証明書の発行後に基本4情報(氏名・生年月日・性別・住所)が変更になった場合も、電子証明が失効しますので更新手続きが必要になります。

#### ～電子証明書の更新手続きについて～

##### ■有効期限の確認方法

- ①電子証明書の写し(紙媒体)での確認
- ②公的個人認証サービス利用クライアントソフトの「証明書表示ツール」による確認

##### ■更新手続きに必要なもの

- ①更新する電子証明書が格納された住民基本台帳カード
- ②本人確認のための写真付きの証明書(例：運転免許証、写真付きの住民基本台帳カード、パスポート等)
- ③発行手数料 500円

##### ■更新手続きの方法

総務部町民生活課の窓口に備え付けの「更新申請書」に必要事項を記入して申請してください。

#### ② ICカードリーダライタ

家電量販店やインターネット販売などで購入できます。

税に関する情報は国税庁ホームページへ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)／e-Taxに関する情報はe-Taxホームページへ [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

お問い合わせ／北那覇税務署 (代表番号) 098-877-1324(国税についての一般的なご質問「1」 個別のご相談の場合「2」)

## 住民基本台帳カードについて

## ★無料交付は平成23年3月交付分までです[4月からは有料]★

(再交付は手数料【500円】が必要です。)

住民基本台帳カード(以下、住基カード)とは、市町村が交付するICカードのことです。種類は、「写真つき住基カード」と「写真なし住基カード」の二つがあり、希望するカードを選択できます。特に「写真つき住基カード」は、運転免許証などと同様に公的な身分証明書としてご利用できます。

#### 住基カードご希望の方の申請方法

本人が総務部町民生活課へ来庁し、本人であることを確認できるもの(下記のもの)をご持参ください。

#### ■本人確認書類については、平成23年1月より改正されました■

- ①運転免許証 ICチップ入りで、パスワード2つと読み取り装置の情報が、券面事項と一致する場合は免許証のみ。
- ②パスワードの忘失等および非ICチップ運転免許証の場合は、パスポート、障害者手帳など顔写真付きの官公署発行の身分証明書等2点。
- ③顔写真付きの官公署発行の身分証明書等1点の場合は、

さらに健康保険手帳・年金手帳・生活保護受給者証・年金証書等の顔写真無しの官公署発行の身分証明書等1点とあわせて2点。

※上記①から③の身分証明書がない場合は、申請日当日に交付はできませんのでご注意ください。

④上記①から③の身分証明書がない場合は、本人を確認するための文書を自宅あてに郵送します。その文書とあわせて健康保険手帳・年金手帳・生活保護受給者証・年金証書等の顔写真なしの官公署発行の身分証明書等2点などを再度、窓口にご持参ください。

※顔写真付きの住基カードの場合は、縦4.5cm、横3.5cmの写真が必要です。写真は、提出の日より6か月以内に撮影された無帽・正面かつ無背景に限ります。また、サングラスも不可です(④の方は、写真が2枚必要です)。

#### ■有効期限について

住基カードについては、発行日より10年間です。

■転出や町内での異動および券面事項が変わった場合は、町民生活課窓口まで持参してください。

お問い合わせ／総務部町民生活課 ☎ 945-5012 FAX946-6086

隨時 相談員／玉城、与那嶺、新垣  
問合せ／西原敬愛園内 ☎882-0117

【募集人員】各種とも若干名  
 【貸与月額】県内高等学校1万円・高等専門学校(1～3年次)1万円・(4～5年次)3万円・県内大学(短大を含む)3万円・県外大学(短大を含む)4万円・海外大学留学4万円

中部地区10市町村の写真部  
会による写真展を西原で開催  
します。多くの方のご鑑賞を  
お待ちしております。

【日時】2月11日(金)～2月  
13日(日)午前10時～午後5時  
(最終日は午後3時まで)

【場所】町中央公民館大ホール

【問合せ】町文化協会 ☎94  
6・6657 (火・金のみ)

(債務整理おきなわ com)



と  
しよ  
かん  
図書館  
だより

第77号
にし はら ちょう りつ と しよ かん  
西原町立図書館  
TEL.944-4996 FAX.944-4997  
Eメール library@town.nishihara.okinawa.jp


  
サワフージ ウンタマキルー  
西原町立図書館マスコットキャラクター



2月 February

|    |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|    |    | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  |
| 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 |    |    |    |    |    |

月休館日

【1日】は、蔵書点検  
【11日】建国記念の日  
【17日】館内整理日（第3木曜日）

図書館カレンダー

開館日

【火～金】  
午前10時～午後7時  
【土・日】  
午前10時～午後5時  
は休館日です。

休館日

まいしゅうげつようび  
毎週月曜日  
かんないせいりび  
館内整理日（第3木曜日）

March 3月

|    |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|    |    | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  |
| 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |    |    |

月休館日

【21日】春分の日  
【22日】21日の定期休館日が春分の日にあたるため、その振替  
【17日】館内整理日（第3木曜日）

平成22年度 第3回・4回西原町民文化講座

●日 時：平成23年2月12日(土)、26日(土)  
午後2時～午後4時  
●会 場：西原町立図書館 集会室（2階）  
●演 題：「ガイドブックに載らない首里城案内講座Ⅰ・Ⅱ」  
●講 師：上江州 安亨（うえず やすゆき）  
【略歴】・1969年6月生まれ  
・2004年「第8回窪徳忠琉中関係研究奨励賞」受賞  
・現在、琉球大学博士課程後期在学中

【定期行事】

紙芝居 上演のお知らせ

日時：2月12日、26日(土)、午前10時30分  
場所：おはなしのへや

おはなし会のお知らせ

日時：2月13日、27日(日) 午後3時  
場所：おはなしのへや 〈毎月第2、第4日曜日〉

上映会のお知らせ

日時：2月20日(日) 午前11時  
場所：町立図書館 2階集会室  
上映作品：「山太郎かえる」  
〈毎月第3日曜日〉

新刊の紹介

|   | タイトル            | 著者名       | 出版社       |
|---|-----------------|-----------|-----------|
| 1 | 50歳からの男の磨き方     | 川北 義則     | P H P 研究所 |
| 2 | 江ガイドブック         |           | 新人物往来社    |
| 3 | 日本の論点           | 文藝春秋編     | 文藝春秋      |
| 4 | 宇宙飛行士が撮った母なる地球  | 野口聡一メッセージ | 中央公論新社    |
| 5 | 感染宣告            | 石井 光太     | 講談社       |
| 6 | ウサギの救急箱100問100答 | 大野瑞絵編・著   | 誠文堂新光社    |
| 7 | またね、富士丸。        | 穴澤 賢      | 世界文化社     |

1月18日(火)から2月1日(火)までの蔵書点検期間は、図書館利用者の皆様のご協力をいただき有り難うございました。これからも、多くの皆様の図書館ご利用をお待ちしております。  
「読書って、本当にいいですよネ！」

新庁舎建設だより

現在取り組んでいる、役場の新庁舎を含む「庁舎等複合施設」の建設の進捗状況を、定期的にご紹介します。

第1回

◎これまでの取り組み（平成22年）

平成22年 3月25日 都市再生整備計画交付決定（西原町中心核地区）  
4月 1日 庁舎等複合施設建設室 発足  
6月24日 庁舎等複合施設設計者選定プロポーザル審査委員会開催  
6月28日 敷地測量業務委託 契約（7月30日完了）  
6月28日 物件調査業務委託 契約（8月31日完了）  
8月12日 設計者選定プロポーザル審査  
8月17日 設計者選定プロポーザル審査結果報告  
9月 3日 基本設計業務委託 契約（2月28日完了予定）  
11月 1日 第1回庁舎等複合施設検討委員会  
11月 2日 土地収用法による事業認定（建設用地買収業務着手）

◎1月の進捗

平成23年1月5日～1月14日 パブリックコメント  
基本設計（案）について皆様のご意見をできる限り反映させ、より良い庁舎等複合施設を目指します。  
1月17日 第2回庁舎等複合施設検討委員会  
知識経験者4名、その他（団体）3名、その他（公募）3名、町職員3名合計13名の委員で設計（案）を討議して、よりよい庁舎等複合施設を目指します。

◎2月の予定

2月28日 西原町庁舎等複合施設基本設計業務完了予定

お問い合わせ／総務部 庁舎等複合施設建設室 ☎ 945-5029

基本設計プロポーザル審査結果報告



第1回庁舎等複合施設検討委員会



パブリックコメント



役場内パソコン室  
からのお知らせ

パソコン室オープンカレンダー（2月）

（塗りつぶしの部分はお休みです）

※機器のメンテナンス等により日程は変更されることがあります。

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金      | 土  |
|----|----|----|----|----|--------|----|
| 午前 |    | 1  | 2  | 3  | 4      | 5  |
| 午後 |    |    |    |    |        |    |
| 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11     | 12 |
|    |    |    |    |    | 建国記念の日 |    |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18     | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25     | 26 |
| 27 | 28 |    |    |    |        |    |

国際標準規格 ISO9001：2008 認証取得 預かり金保証制度（国庫補助事業）加入会社

Since1981 沖縄県知事免許（8）第0928号  
あなたのホームプランナー  
南新物産  
南風原本店 〒901-1104 沖縄県南風原町宮平641番地の7  
TEL:098-889-4007 FAX:098-889-4033 http://www.nanchan.co.jp E-mail hae@nanchan.co.jp

地域不動産業で29年  
不動産管理・賃貸仲介・売買仲介・有効活用相談  
不動産のことでしたら何なりとお申し付け下さい。


  
ナンちゃん®

# 生涯学習だより

第178号 平成23年2月1日  
西原町教育委員会  
教育部生涯学習課  
TEL 098-945-5036  
FAX 098-945-6770



1月4日(火)町民体育館アリーナにて、「平成23年西原町新春書き初め大会」が開催され、約190名が参加しました。  
文化協会書道部会のみなさんの添削のもと、一心不乱に筆を走らせてできた作品が展示され、その後、表彰式を行いました。



## ●特別賞

|          |          |         |
|----------|----------|---------|
| 教育長賞     | 西原中学校1年  | 本村 菜珠美  |
| 文化協会長賞   | 坂田小学校1年  | 伊波 優衣   |
| 書道部会長賞   | 坂田小学校4年  | 喜屋武 萌香  |
| 坂田小学校長賞  | 坂田小学校6年  | 与那嶺 真一郎 |
| 西原小学校長賞  | 西原小学校5年  | 砂川 佳穂   |
| 西原東小学校長賞 | 西原東小学校6年 | 上地 星菜   |
| 西原南小学校長賞 | 西原南小学校5年 | 比嘉 百合香  |
| 西原中学校長賞  | 西原中学校2年  | 具志堅 美鈴  |
| 西原東中学校長賞 | 西原東中学校3年 | 西原 優香   |
|          |          | 米須 千祥   |
| 審査員特別賞   | 坂田小学校2年  | 福治 穂積   |

# 成人式 卯い卯いしい20歳!

卯年を迎えて間もない1/9(日)町民体育館において平成23年西原町成人式が開催され、平成2年4月2日～平成3年4月1日生の約400名が式典に出席し、大人として歩み始めました。  
学校・PTA・各種団体から約50名の方が参加し、新成人が事件・事故に巻き込まれないように会場を巡回しました。



**かんじゅう学舎(少年少女リーダー研修)募集!**  
テント設営・キャンプファイヤー・そば作り etc  
期間:2/11(金)～13(日)  
場所:玉城青少年の家  
対象:小学4～5年生(30名)  
育成者・ジュニアリーダー  
費用:2,000円  
締切:2/4(金)  
申込:町子ども会育成連絡協議会  
(☎946-6657)

## 青少年健全育成表彰

教育の日の2/5(土)に西原中学校体育館で平成22年度青少年健全育成表彰を実施します。  
多数のご出席をお待ちしております。  
・善行青少年(個人・団体) 19名  
・青少年育成功労者(〃) 2名  
・スポーツ優良者(〃) 18名  
・文化活動優良者(〃) 7名  
※表彰は、午後4時から予定しています。

平成22年度西原町生涯学習フェスティバル(3/12～13、西原町中央公民館)

## 文化活動事業等のお知らせ

■連絡先:西原町中央公民館(☎945-3657)

公民館サークル紹介(町民なら誰でも入会できます)

| サークル名         | 活動内容    | 活動日  | 活動時間        |
|---------------|---------|------|-------------|
| 1.レクさわふじ      | レクダンス   | 木    | 10:00～12:00 |
| 2.なごみの会       | 日本舞踊    | 木    | 14:00～16:00 |
| 3.バニアナ        | フラダンス   | 木    | 20:00～22:00 |
| 4.ひまわり        | 水彩画を学ぶ  | 木    | 10:00～12:00 |
| 5.あかばな        | オカリナ    | 木    | 14:00～16:00 |
| 6.結書          | 遊び書き    | 木    | 10:00～12:00 |
| 7.梅の会         | 日本舞踊    | 木    | 14:00～16:00 |
| 8.西原町社交ダンス    | 社交ダンス   | 金    | 20:00～22:00 |
| 9.彩ずみ         | 絵手紙     | 金    | 10:00～12:00 |
| 10.EMゆいまーる    | 有機農業研究会 | 金1・3 | 14:00～17:00 |
| 11.ハビネス       | 社交ダンス   | 土    | 14:00～16:00 |
| 12.指笛王国おきなわ   | 指笛      | 土1・3 | 14:00～16:00 |
| 13.子ども三線ひやみかち | 三線      | 土    | 9:30～12:00  |
| 14.一心書道       | 書道      | 水    | 10:00～12:00 |

## 中央公民館清掃のお礼

去年12月19日(日)に実施した中央公民館の大掃除にご参加くださった約200名の町民の皆様、大変ありがとうございました。  
初めての試みでしたが、本当に綺麗になりました。  
今後とも、当中央公民館にご協力をお願い申し上げます。



## ◆スポーツ事業等のお知らせ

◆連絡先:西原町民体育館(☎945-8095)

## 第30回中頭郡駅伝競走大会結果

開催日時:平成23年1月9日(日)  
場所:読谷村

| 順位 | 体協名 | 第1区<br>7.3km    | 第2区<br>2.9km    | 第3区<br>10.2km   | 第4区<br>10.2km   | 第5区<br>7.3km    | 第6区<br>2.9km    | 第7区<br>10.2km   | 第8区<br>10.8km   | 第9区<br>10.2km   |
|----|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1  | 読谷村 | 藤野 美樹<br>26分51秒 | 伊波ちひろ<br>10分32秒 | 具志堅 守<br>34分20秒 | 宮平 俊治<br>35分02秒 | 福地健太郎<br>25分58秒 | 池原悠太郎<br>9分40秒  | 菊池 善仁<br>37分11秒 | 當山 渥<br>38分22秒  | 波平 昌司<br>35分19秒 |
| 2  | 西原町 | 徳島 聖<br>26分34秒  | 大城 優里<br>13分21秒 | 天久 久志<br>36分19秒 | 城間 敏昭<br>36分54秒 | 當間 大和<br>26分24秒 | 津波 大樹<br>11分15秒 | 谷久保達弥<br>36分19秒 | 阿部 朗人<br>36分08秒 | 原田真之介<br>34秒01秒 |
| 3  | 中城村 | 仲真 和樹<br>27分05秒 | 大城 優衣<br>9分55秒  | 稲嶺 良真<br>34分54秒 | 呉屋 貴也<br>37分12秒 | 船越 裕輝<br>28分29秒 | 辺土名将汰<br>9分59秒  | 与那嶺昌司<br>39分29秒 | 中村 健吾<br>41分11秒 | 佐久川淳一<br>37分09秒 |

・・・他4チーム参加 ※徳島 聖選手、天久 久志選手、城間 敏昭選手、當間 大和選手、阿部 朗人選手、原田 真之介選手は1月29日・30日に行なわれる第34回沖縄一周駅伝競走大会へ中頭郡代表選手として派遣が決定しました!!

## ★事業案内

▼連絡先:①～③→坂田児童館 ☎944-6308 ④～⑥→西原児童館 ☎945-4393 ⑦～⑨→西原東児童館 ☎944-0976

| 事業名                        | 日時                 | 場所     | 備考                         |
|----------------------------|--------------------|--------|----------------------------|
| ① トランポリン                   | 5日(土) 14:00～15:00  | 坂田児童館  |                            |
| ② お米の不思議教室                 | 12日(土) 10:00～12:00 | 〃      | 講師:お米マイスター<br>材料代:100円(1名) |
| ③ 親子体操                     | 16日(水) 10:30～11:30 | 〃      | 対象:0～5歳児の親子                |
| ④ マミーキッズ(豆まき会)             | 2日(水) 10:30～11:30  | 西原児童館  |                            |
| ⑤ チャレンジ会<br>(バレンタインチョコづくり) | 12日(土) 14:00～16:00 | 〃      | 材料代は実費<br>15名まで            |
| ⑥ トランポリン                   | 19日(土) 15:00～16:00 | 〃      | 5歳以下は保護者同伴!<br>ズボンははいてきてね! |
| ⑦ 手作り会                     | 12日(土) 14:00～16:00 | 西原東児童館 | 詳しくは児童館まで                  |
| ⑧ トランポリン                   | 18日(金) 15:30～16:30 | 〃      | ズボンははいてきてね!                |
| ⑨ おたのしみ会                   | 26日(土) 14:00～**:** | 〃      | 雨天の場合は延期です<br>詳しくは児童館まで    |

毎月第3金・土・日は「青少年健全育成の日」